

鏡石町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、鏡石町が交付する合併処理浄化槽設置整備事業の補助金の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽　浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)第2条第1項に規定する浄化槽をいう。
- (2) 合併処理浄化槽　し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽のうち、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率 90%以上、放流水のBOD20mg／リットル(日間平均値)以下の機能を有し、かつ平成4年 10 月 30 日付け衛生第 34 号厚生省通知に定める「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」が適用される浄化槽にあっては、同指針に適合するものをいう。
- (3) 排水設備　下水道法(昭和 33 年法律第 79)第 10 条第 1 項に規定する排水設備(屋内の排水管、これに固着する洗面器及び水洗便所のタンク並びに便器を含み浄化槽を除く。)をいう。

(補助対象区域)

第3条 補助金の交付対象となる区域は、鏡石町の公共下水道事業計画区域(下水道法(昭和 39 年法律第 79 号)第4条第1項又は同法第25条の23第1項の事業計画に定められた予定処理区域)及び農業集落排水事業実施区域以外の鏡石町全域とする。ただし、上記公共下水道認可区域内であっても、当面の間、下水道の整備が見込まれない区域及び末端管渠の整備が困難な区域を補助対象とすることができる。

(補助金の交付)

第4条 町長は、前条に定める区域内において、住宅に合併処理浄化槽を設置しようとする者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一つに該当するものに対しては、補助金を交付しない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置届出の審査、又は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第6条第1項に基づく確認を受けずに合併処理浄化槽を設置する者

- (2) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
 - (3) 鏡石町内において、既に合併処理浄化槽を設置し、使用している者。設置においては、譲渡等も設置とみなす。
 - (4) 合併処理浄化槽を継続的に使用しない者
 - (5) 販売目的で合併処理浄化槽付きの住宅を建築(改築を含む。)する者
 - (6) 町税及び上下水道料金を滞納している者
- (補助金額)

第5条 補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用(単独処理浄化槽又はくみ取便槽を完全に撤去するのに必要な工事費用を含む。)に相当する額とし、別表第1及び別表第2に定める額又は工事請負額のいずれか少ない額とする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は、建築確認通知書の写し
- (2) 設置場所の案内図
- (3) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (4) 全国合併浄化槽普及促進市町村協議会の合併浄化槽登録制度に基づく「登録証の写し」及び「登録浄化槽管理表(C票)」若しくは「第三者機関等(一般財団法人日本建築センター等)による評定書等」等
- (5) 財団法人浄化槽整備士センターの小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会の修了証書の写し又は昭和63年度以降に浄化槽整備士免状の交付を受けた者はその写し
- (6) 小型合併浄化槽機能保証制度に基づく登録証
- (7) 排水設備工事図面等
- (8) 浄化槽設置工事請負契約書の写し
- (9) 浄化槽設置工事見積書の写し
- (10) 単独処理浄化槽又はくみ取り槽を撤去する場合は、撤去費用見積書の写し
- (11) 単独処理浄化槽又はくみ取り槽からの転換に伴い宅内配管工事を施工する場合は、宅内配管工事見積書の写し
- (12) 納税証明書
- (13) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知書類)

第7条 町長は、前条の補助金交申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては補助金交付決定通知書(第2号様式)又は、交付しないと決定した者に対しては補助金交付不交付決定通知書(第3号様式)によりそれぞれ通知する。

(変更承認申請書等)

第8条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けたもの(以下「補助対象者」という。)は、前条第2項の補助金交付決定通知書を受けたのち、補助金交付申請内容を変更する場合又は、補助事業を中止若しくは廃止をしようとするときは、変更承認申請書(第4号様式)を町長に提出し、その承諾を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間に完了しない場合又は、補助事業の遂行が困難となつた場合は、即、町長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後2週間以内(第7条第1項の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から2週間以内)又は当該年度の3月31日のいずれか早い日に実績報告書(第5号様式)に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 净化槽保守点検業者及び净化槽清掃業者との業務委託契約書の写し(補助対象者が自ら当該净化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類)
- (2) 净化槽設置工事現場施工写真
- (3) 排水設備工事図面(排水設備工事完了届)
- (4) 净化槽設備士が確認した净化槽設置工事チェックリスト
- (5) 净化槽法定検査依頼書の写し
- (6) 工事費明細書(単独净化槽又はくみ取り槽撤去費あるいは宅内配管工事費の補助を受ける場合はそれぞれの明細がわかるもの)及び領収書の写し
- (7) 単独净化槽を撤去した場合は、净化槽使用廃止届出書の写し及びその現場施工写真
- (8) 単独净化槽またはくみ取り槽からの転換であつて宅内配管工事を施工した場合は、その現場施工写真

(9) その他町長が必要と認める書類

(交付額の決定)

第 10 条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるとときは、補助金の交付額を確定し補助金交付額確定通知書(第6号様式)により速やかに補助対象者に通知する。

(補助金の請求)

第 11 条 町長は、前条の規定による補助金の確定後、補助金交付請求書(第7号様式)による補助対象者の請求に基づき補助金を交付する。

(補助金交付の取消)

第 12 条 町長は、補助対象者が次の各号の一つに該当した場合は、補助金の全部又は一部を取消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第 13 条 町長は、補助金の交付を取消した場合、当該取消にかかる部分に関し、既に補助金が交付されているときは補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第 14 条 町長は、補助事業を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置工事の状況施工の現場において確認する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成 10 年4月1日要綱第 16 号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年3月 28 日要綱第6号)

この要綱は、平成 20 年4月1日から施行する。

附 則(平成 21 年4月1日要綱第8号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年5月 11 日要綱第 13 号)

この要綱は、平成 21 年5月1日から施行する。

附 則(平成 23 年4月1日要綱第7号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年 10 月 19 日要綱第 21 号)

この要綱は、平成 23 年4月1日から施行する。

附 則(平成 25 年3月 29 日要綱第 11 号)

この要綱は、平成 25 年4月1日から施行する。

附 則(平成 27 年3月 30 日要綱第6号)

この要綱は、平成 27 年4月1日から施行する。

附 則(平成 31 年3月 25 日要綱第 11 号)

この要綱は、平成 31 年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月 11 日要綱第 7 号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年2月 20 日要綱第5号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和7年10月 1 日要綱第47号)

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

別表1(第5条関係)

設置に係る補助額基準

補助額基準	単独処理浄化槽又はくみ取便所からの転換でかつ、既存の建物の一部又は全部が残される場合で、かつ住宅用途(併用住宅は住居部分が延べ床面積の1／2以上)のもの。	左以外のもの
人槽区分	限度額	限度額
5人槽	332,000 円	166,000 円
7人槽	414,000 円	207,000 円
10人槽	548,000 円	274,000 円

別表2(第5条関係)

撤去に係る交付基準

区分	補助要件	補助金額
単独処理浄化槽撤去	合併処理浄化槽設置に伴い単独処理浄化槽を撤去する場合及び撤去跡地に合併処理浄化槽が設置できない場合であって同一敷地内に合併処理浄化槽を設置する場合	120,000 円
くみ取便槽撤去	完全撤去する場合	90,000 円
宅内配管工事	単独浄化槽又はくみ取り槽からの転換による浄化槽の設置に伴い必要となる宅内配管工事に要する費用	300,000 円

年 月 日

鏡 石 町 長

補助事業者

住 所

氏 名

(TEL

印
)

補 助 金 交 付 申 請 書

次の事業について、補助金の交付を受けたいので、鏡石町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

補 助 事 業 の 名 称	鏡石町合併処理浄化槽設置整備事業			
事 業 費	合 計	円		
	内 訳	設置費 円	撤去費 円	配管工事費 円
補 助 金 交 付 申 請 額	合 計	円		
	内 訳	設置費補助額 円	撤去費補助額 円	配管工事費補助額 円
補 助 事 業 の 区 分	1 新築及び更地にした上で建替え 2 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換 •単独処理浄化槽を撤去し、跡地に浄化槽を設置する •単独処理浄化槽を撤去し、同一敷地内に浄化槽を設置する •単独処理浄化槽を撤去しない(埋設・再利用等) 3 くみ取から合併処理浄化槽への転換 •くみ取便槽を撤去する •くみ取便槽を撤去しない(埋設等)			
着 手 ・ 完 了 予 定 日	着 手 年 月 日	年 月 日		
	完 了 年 月 日	年 月 日		
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 審査機関を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し <input type="checkbox"/> 設置場所の案内図 <input type="checkbox"/> 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書 <input type="checkbox"/> 全国合併浄化槽普及促進市町村協議会の合併浄化槽登録制度に基づく「登録証の写し」及び「登録浄化槽管理表(C 票)」若しくは「第三者機関等(一般財団法人日本建築センター等)による評定書等」等 <input type="checkbox"/> 財団法人浄化槽整備士センターの小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会の修了証書の写し又は昭和 63 年度以降に浄化槽整備士免状の交付を受けた者はその写し <input type="checkbox"/> 小型合併浄化槽機能保証制度に基づく登録証 <input type="checkbox"/> 排水設備工事図面等 <input type="checkbox"/> 浄化槽設置工事請負契約書の写し <input type="checkbox"/> 浄化槽設置工事見積書の写し <input type="checkbox"/> 単独処理浄化槽又はくみ取り槽を撤去する場合は、撤去費用見積書の写し <input type="checkbox"/> 単独処理浄化槽又はくみ取り槽からの転換に伴い宅内配管工事を実行する場合は、宅内配管工事見積書の写し <input type="checkbox"/> 納税証明書 <input type="checkbox"/> その他、町長が必要と認める書類(着工前写真、確約書等)			

第2号様式（第7条関係）

鏡石町指令水第 号

住 所
氏 名

年 月 日付で申請のあつた鏡石町合併処理浄化槽設置整備事業補助金について、同事業補助金交付要綱第7条の規定により交付する。

年 月 日

鏡 石 町 長

記

I 交付金額 金 円

II 交付条件

1. 補助対象者は、申請の期限までに補助事業を完了することができないときは、あらかじめ町長に届け出てその承認を受けなければならない。

2. 承認事項等

(1) 補助対象者は、次の各号の一つに該当する場合は、あらかじめ町長に承認を受けなければならない。

ア. 補助事業の内容を変更しようとするとき。

イ. 補助事業を中止又は廃止をしようとするとき。

(2) 補助対象者は、補助事業が期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、その理由、その他必要な事項を町長に報告し、その指示を受けなければならない。

3. 状況報告

補助対象者は、補助事業の遂行の状況に関し町長の要求があったときは直ちに町長に報告しなければならない。

4. 実績報告

補助対象者は、補助金に係る事業完了後2週間以内（第8条第1項の規定により、事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から2週間以内）又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければならない。

5. 補助金の確定等

町長は、4の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認められたときは交付する補助金の額を確定し通知するものとする。

6. 補助金の交付等

補助金は、5の規定による補助金の額の確定後、速やかにその全額を交付する。

第3号様式（第7条関係）

鏡石町指令水第 号

住 所
氏 名

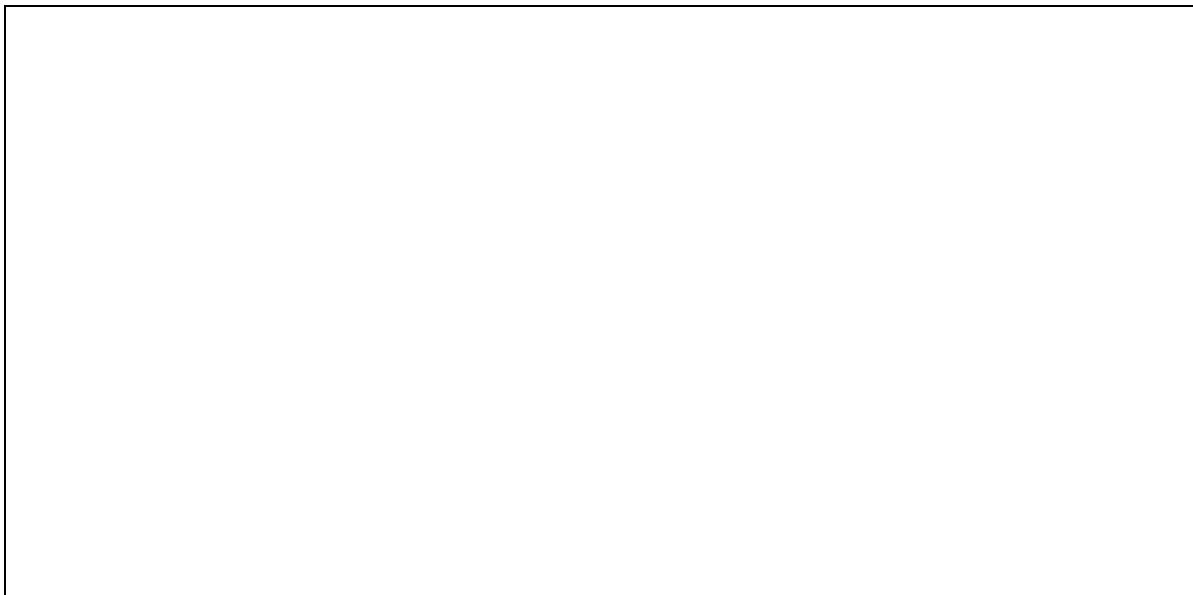
年 月 日付で申請のあった鏡石町合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、下記の理由により不交付とする。

年 月 日

鏡 石 町 長

記

(理 由)



変更承認申請書

年　　月　　日

鏡石町長

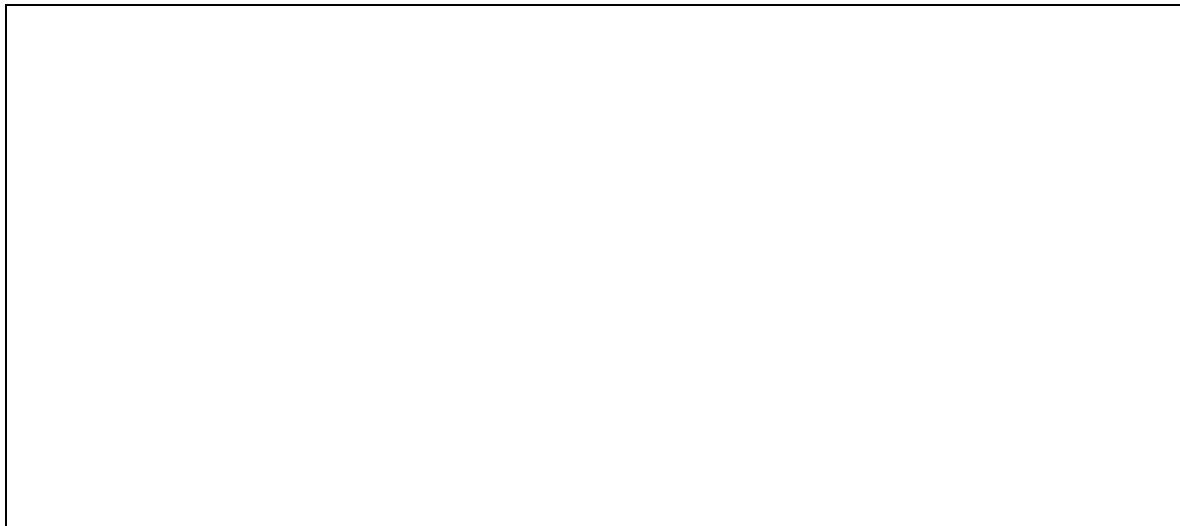
補助事業者
住 所

氏 名

年　　月　　日付け鏡石指令水第　　号で補助金交付を受けた鏡石町合併処理浄化槽設置整備事業補助金について、申請内容を下記のとおり変更したいので、承認願います。

記

1. 補助金申請内容の変更
2. 補助事業の中止
3. 補助事業の廃止
(理由)



年　月　日

鏡石町長

補助事業者

住 所

氏 名

印

(TEL - - -)

補助事業実績報告書

年　月　日付け鏡石町指令水第　　号による補助金交付決定通知書に係る補助事業が完了したので、鏡石町合併処理浄化槽設置整備補助金交付要綱第9条の規定により、その成果を次ぎのとおり報告します。

補助事業の名称	鏡石町合併処理浄化槽設置整備事業				
設 置 場 所					
事 業 費 (内訳)	計 画 額 計	円	確 定 額 計	円	
	設置工事費	円	設置工事費	円	
	撤去工事費	円	撤去工事費	円	
	配管工事費	円	配管工事費	円	
補 助 金 の 額 (内訳)	既 通 知 額 計	円	確 定 見込額 計	円	
	設置工事費	円	設置補助額	円	
	撤去工事費	円	撤去補助額	円	
	配管工事費	円	配管補助額	円	
着手・完了年月 日	着 手	年　月　日	完 了	年　月　日	
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し(補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあつては、自ら行うことができることを証明する書類) <input type="checkbox"/> 浄化槽設置工事現場施工写真 <input type="checkbox"/> 排水設備工事図面(排水設備工事完了届) <input type="checkbox"/> 浄化槽設備士が確認した浄化槽設置工事チェックリスト <input type="checkbox"/> 浄化槽法定検査依頼書の写し <input type="checkbox"/> 工事費明細書(単独浄化槽又はくみ取り槽撤去費あるいは宅内配管工事費の補助を受ける場合はそれぞれの明細がわかるもの)及び領収書の写し <input type="checkbox"/> 単独浄化槽を撤去した場合は、浄化槽使用廃止届出書の写し及びその現場施工写真 <input type="checkbox"/> 単独浄化槽またはくみ取り槽からの転換であつて宅内配管工事を施工した場合は、その現場施工写真 <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認める書類(くみ取完了証明書の写し、産業廃棄物管理票 A 票の写し等)				

第6号様式（第10条関係）

鏡水第
年 月 日

様

鏡石町長

補助金交付確定通知書

年 月 日付けで報告のあった鏡石町合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、下記のとおりその額を確定したので通知する。

記

金 円

第7号様式（第11条関係）

補助金交付請求書

年　月　日

鏡石町長

補助事業者
住 所

氏 名

印

下記のとおり補助金を請求します。

記

請求金額 円

内 容	
補助事業の名称	鏡石町合併浄化槽設置整備事業
補助金交付指令年月日及び番号	年 月 日 鏡石町指令水 第 号
補 助 額	円
今 回 請 求 額	円
残 額	円
振込先及び口座番号	銀 行・信用金庫 信 組・農 協 支店
口座名義人(カタカナ)	
口 座 番 号	当座 普通